

第 68 回全国健康保険協会香川支部評議会議事録概要

開催日時：令和 3 年 7 月 20 日（火）14：00～16：10

開催場所：リーガホテルゼスト高松 ダイヤモンド西

評 議 員：小林評議員、坂本評議員、繁村評議員、白井評議員（副議長）、

長山評議員（議長）、西尾評議員、丹生評議員、野崎評議員、森永評議員

（五十音順）

議事

○報告事項

1. 2020（令和 2）年度全国健康保険協会決算報告について
2. 2020（令和 2）年度支部事業報告について
3. その他
 - ・ジェネリック医薬品
 - ・マイナンバーカードの健康保険証利用

○協議事項

1. インセンティブ制度の見直しについて

○協会けんぽ香川支部の概要

報告事項 1. 2020（令和 2）年度全国健康保険協会決算報告について

【事務局より資料 1 に基づき説明】

（評議員の質問・ご意見）

【学識経験者】

後期高齢者支援金の予想額が一番特徴的だと考えるが、団塊の世代が来年より 75 歳になる。日本の医療水準は高く、余命は相当になると思われるが、生存率を正確に把握できないため、医療費の伸びを予想するのも困難である。そのような中、準備金が積み重なっているが、団塊の世代の影響等を考えると、この程度は妥当と考える。

報告事項 2. 2020（令和 2）年度支部事業報告について

【事務局より資料 2 に基づき説明】

（評議員の質問・ご意見）

【学識経験者】

広報活動における加入者の理解率とはなにか。

【事務局】

加入者の方に対して、協会けんぽの事業等に関するアンケートを行っており、その理解

度向上のために、効果的な事業を展開している。

【被保険者代表】

高額療養費に該当した場合、協会けんぽから還付のお知らせはあるのか。あるのなら、若年層も含めて広く周知してほしい。

【事務局】

限度額適用認定証を利用いただければ、医療機関窓口における支払いは上限額までとなるが、利用しなかった場合でも、およそ 6 か月後に協会けんぽから若年層も含めて本人様に還付のお知らせを行っている。

【学識経験者】

被扶養者あて健診案内発送件数と年度実績時の対象者数が一致していないのはなぜか。

【事務局】

案内発送時は、年度当初時点の対象者にお送りしているが、実績時は年度終了後に確定する平均対象者数を基に算出しているためである。

【学識経験者】

案内をきっかけとして、どのくらい受診したのかというデータもあればよい。

【事務局】

被扶養者の方でも、勤務先の事業者健診を受診されている場合もあるため、協会けんぽで把握している受診率だけでは、健診未受診者がどの程度存在するか把握できない。

【学識経験者】

香川支部における生活習慣病予防健診の受診率は低いが、特定健診は高いのはなぜか。また、治療中の方は健診を受けなくてもよいのか。

【事務局】

健診項目に違いがあり、生活習慣病予防健診にはがん検診項目が含まれることも要因となっていると考える。また、事業者健診を受診されている方のデータを十分に収集できていない影響もある。治療中でも健診を受診していただく必要があるが、十分に理解されているとは言えない。

報告事項 3.その他

【事務局より資料 3 に基づき説明】

(評議員の質問・ご意見)

【学識経験者】

一部の会社が起こした不祥事で、他のジェネリック薬品製薬会社まで批判されるのは少し行き過ぎではないかと感じる。

【学識経験者】

将来的にマイナンバーカードが保険証や免許証などと一体化されれば便利になると考

える。

協議事項 1. インセンティブ制度の見直しについて

【事務局より資料 4 に基づき説明】

(評議員の質問・ご意見)

【学識経験者】

後発医薬品の使用割合について、ダブルカウントではないかという意見もあるということだが、本来インセンティブ制度というものはそういうものであり問題ないと考える。使用割合は上がっているので将来的に削除するのは理解できるが、ダブルカウントだという理由で削除するのはおかしいのではないか。

【学識経験者】

後発医薬品の使用促進は、そもそも健康増進を目的とする健診・保健指導の促進や重症化予防とは相違しているため、削除してもよいのではないか。

【学識経験者】

健康増進を目的とするならば、指標 1～3 の配点をあげることに賛成である。

【学識経験者】

現状で、特定健診や特定保健指導の実施率について経年ではあまり変化はない。そのような中で、伸び率のウエイトを上げたほうインセンティブとしては有効に機能するのではないかと考える。

【被保険者代表】

指標 1、2 は効果まで求めているが、一方で新たな成果指標としての「特定保健指導実施者における翌年度健診結果の改善率」はその効果を求めているが、評価方法を統一しないのか。

【事務局】

インセンティブ制度の本来の趣旨として、事業主及び加入者の行動変容を促すことにより、加入者が自ら予防・健康づくりに取り組むことで健康度の向上を図り、将来の医療費の適正化にも資するとあるように、保険者はもとより加入者の方にも積極的に取り組んでいただきたいということである。

協会けんぽ香川支部の概要

【事務局より資料 5 に基づき説明】

(質問・ご意見なし)

以上

令和 3 年 7 月 20 日